

答 申 書

姫路市男女共同参画プランの改訂に
当たっての基本的事項について

平成29年（2017年）7月21日

姫路市男女共同参画審議会

目次

はじめに.....	1
1 プラン2022改訂の背景.....	2
(1) プラン2022策定後の変化.....	2
ア 国等の動向.....	2
イ 社会経済情勢.....	3
ウ 女性の活躍への期待.....	3
(2) 姫路市の現状.....	4
ア 姫路市の動向.....	4
イ 市民意識の変化.....	4
ウ 人口の推移.....	5
エ 女性の登用状況.....	5
2 プラン2022改訂の基本的視点.....	5
(1) 体系.....	5
(2) 基本理念.....	6
(3) 基本目標及び基本課題等.....	6
(4) 重点課題.....	7
3 指標及び数値目標の検証と再設定.....	7
4 その他.....	8
参考資料.....	9
1 姫路市男女共同参画審議会委員名簿.....	10
2 姫路市男女共同参画審議会における審議経過.....	11
3 ひめじ創生戦略・アクションプラン（平成29年度改定版）（関連事業抜粋） ..	12
4 統計資料等からみた姫路市の男女共同参画の現状（プラン2022関連）	13

はじめに

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられ、国において、平成11年6月に男女共同参画社会基本法（以下「基本法」という。）が制定されました。

姫路市では、基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画である姫路市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）が平成13年3月に策定され、プランに基づき、すべての人が人権尊重を基調に、性別や年齢にとらわれることなく一人ひとりの個性、資質、能力を認め合い、十分に発揮し、支えあって暮らせる男女共同参画社会の実現をめざし、現在に至るまで、男女共同参画の推進に関する各種施策が展開されてきました。

現在のプランは、平成25年3月に策定された姫路市男女共同参画プラン2022（以下「プラン2022」という。）ですが、プラン2022の前期実施計画の期間が平成29年度までとなっていることから、平成30年度から平成34年度までの5年間を期間とする後期実施計画が策定されることとなっています。

そこで、本審議会では、昨年3月に市長からプラン2022の改訂に当たっての基本的事項について諮問を受けた後、審議会を2回、部会を3回開催し、姫路市の現状を勘案しながら、第4次男女共同参画基本計画や第3次兵庫県男女共同参画計画なども踏まえ、検討を重ねてまいりました。

プラン2022の策定から4年が経過し、この間、姫路市では、姫路市男女共同参画推進条例の制定をはじめ、プラン2022に掲げる施策の着実な推進が図られてきていることは認められますが、少子高齢化に伴う労働力人口の減少がますます進行する中、社会全体で女性の活躍推進に向けた動きが加速しており、その一方で、男性を含めた働き方の見直しが課題とされていることなどを考慮すると、これらに対応する取組が更に求められることから、後期実施計画の策定に合わせ、プラン2022についても、必要な改訂を行うべきと考えます。

本審議会としては、この答申を踏まえ、プラン2022が改訂されることにより、姫路市の目指す「男女が対等に社会参加や参画をし、ともに役割や責任を分かち合って暮らせるまち・姫路」の実現に向けて、市、市民及び事業者等、それぞれが、これまで以上に男女共同参画の取組を主体的かつ計画的に推進されることを期待します。

平成29年7月21日

姫路市男女共同参画審議会
会長 大塚 優子

1 プラン2022改訂の背景

(1) プラン2022策定後の変化

ア 国等の動向

① 国

平成27年(2015)年12月に閣議決定され、第4次男女共同参画基本計画(計画期間:平成28年度から平成32年度まで)が策定されました。

この計画では、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」及び「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」を目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

また、「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「推進体制の整備・強化」という4つの政策領域が大きな柱として定められていますが、第3次男女共同参画基本計画と比較して、とくに強調されているのが「あらゆる分野における女性の活躍」です。

この中では、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」として、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行等を見直していくことや、平成27年9月に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、女性の採用・登用の促進、女性が活躍しやすい環境の整備及び女性の役員・管理職の育成等に向けた取組を進めていくことが盛り込まれています。

② 兵庫県

平成28年3月に策定された第3次兵庫県男女共同参画計画(ひょうご男女いきいきプラン2020)では、第2次兵庫県男女共同参画計画での取組の継続性を維持しながら、「すべての女性の活躍」、「仕事と生活の両立支援」、「互いに支え合う家庭と地域」、「安心して生活できる環境の整備」及び「次世代への継承」が重点目標として設定されています。

第2次兵庫県男女共同参画計画が策定された平成23年3月以後、東日本大震災や熊本地震といった地震災害だけでなく、風水害等の自然災害が多発していることを受け、「互いに支え合う家庭と地域」の中で、「男女共同参画の視点に立った防災体制の推進」として、災害の発生時に脆弱な立場となりかねない女性の視点に立った防災のまちづくりや、防災・復興の担い手となる女性の育成等に向けた取組を進めていくこととされています。

なお、第3次兵庫県男女共同参画計画は、女性活躍推進法第6条第1項の規定に基づく兵庫県における都道府県推進計画としても位置付けられています。

③ 関連する法律の整備

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)が平成26年1月に改正施行され、法の適用対象が配偶者だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者にまで拡大されました。

また、常時雇用する労働者の数が100人を超える事業主に一般事業主行動計画の策定を義務付ける次世代育成支援対策推進法が同年4月に改正され、同法の期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

そして、平成27年9月には女性活躍推進法が制定され、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主に、女性労働者の活躍に向けた具体的な取組と数値目標を定める一般事業主行動計画の策定及び公表が義務付けられました。

更に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）がともに平成28年3月に改正され、介護休業の分割取得が可能となり、事業主にいわゆるマタニティ・ハラスメントの防止措置が義務付けられるなどしています。

イ 社会情勢

平成27年に行われた国勢調査の結果によると、全国の人口は127,095千人と、平成22年の国勢調査から962千人減少しており、更に、年齢3区分別人口割合は、年少人口（0～14歳）が12.6%、生産年齢人口（15～64歳）が60.8%、老年人口（65歳以上）が26.6%となっています。

この割合について、平成22年の国勢調査では、それぞれ、13.2%、63.8%、23.0%、平成17年の国勢調査では、それぞれ、13.8%、66.0%、20.2%であったことから、少子高齢化の進行が加速化していることがうかがえます。

少子化の進行に伴い、人口、とくに労働力人口が減少する一方で、高齢化率の上昇に伴い、介護を必要とする者の家族などへの負担が一層増加していく中、女性も含めた多様な人材を活用することが経済の活性化にとっては必要不可欠であり、とりわけ女性がさまざまな分野に参画する機会が確保され、十分に能力を発揮できる社会へと変容していかなければなりません。

そのためには、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識の払拭や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などが求められており、この点を含め、プラン2022の策定時から社会情勢に大きな変化は認められませんが、第4次男女共同参画基本計画では、「女性の活躍のためにも、また、男女がともに暮らしやすい社会を実現する観点からも、まずは長時間労働等を当たり前とする男性中心の働き方を変革することの重要性」が冒頭に掲げられ、強調されています。

ウ 女性の活躍への期待

平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略 ―JAPAN is BACK―」において、「女性の活躍が成長戦略の中核」として位置付けられた後、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略 改訂2014 ―未来への挑戦―」では「我が国最大の潜在力である『女性』の力」と、平成27年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略 改訂2015 ―未来への投資・生産性革命―」では「女性の活躍する場が広がることで、経済社会活動のあらゆる場に変革が起き、これまでにない形での経済成長の実現が可能となる」と表現されています。

更に、「日本再興戦略 改訂2016 ―第4次産業革命に向けて―」では、女性の活躍推進について、「労働力の確保という単なる数合わせの議論ではない」とした上で、「我が国経済社会全体の構造改革を進めるために必要」と表現されるなど、近年、女性の活躍への期待が高まるとともに、その推進に向けた取組が加速度的に強化されているところです。

(2) 姫路市の現状

ア 姫路市の動向

姫路市では、プラン2022に基づき、総合的かつ計画的に実施してきた男女共同参画の推進に関する施策について、これまでの取組を踏まえつつ、より一層積極的な展開を図るために、平成28年2月に姫路市男女共同参画推進条例が制定されました（同年4月1日施行）。

また、人口減少とこれに伴う地域経済の縮小を克服し、活力ある都市を維持するため、人口減少・超高齢社会に対応するための施策体系を確立し、取組の基本的な方向を具体的に示すことを目的として、平成28年3月にひめじ創生戦略が策定されています。

平成29年3月に策定された同戦略・アクションプラン（平成29年度改定版）では、とくに「子育て・女性活躍に重点を置く」取組が進められることとされており、生涯を通じた安心の確保に向け、「子育てに対する不安を包括的にケア」するため、「産前・産後サポート事業の実施」「子育て世代包括支援センター機能の設置」、「保育士等人材確保の推進」及び「緊急時等における子育て支援の充実」などの事業が実施されることとなっています。

更に、平成29年3月には姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）が策定され、この計画により、今後、DV被害者への相談体制を充実させ、DV被害者の保護や自立支援に一層取り組むこととされています。

イ 市民意識の変化

市民の男女共同参画に関する意識やニーズを把握し、今後の施策展開の参考にすることを目的に、姫路市では男女共同参画に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）を実施していますが、平成28年2月に実施された意識調査の結果は次のとおりでした。

① 男女の地位

各分野における男女の地位について、「学校教育の場」では「平等」とする割合が6割を超えていますが、それ以外は「男性優遇」とする割合が「平等」、「女性優遇」を大きく上回っており、しかも、平成23年に実施した意識調査の結果と比べると、「家庭生活」を除き、全ての分野において「男性優遇」の割合が上昇しています。

また、「男性優遇」とする割合について、男女で比較すると、「法律や制度の上」では女性が19.7ポイント、「家庭生活の場」では女性が17.4ポイント上回っているほか、「社会全体」（15.4ポイント）、「地域活動の場」（12.9ポイント）、「政治の場」（11.2ポイント）で高く、男女間の意識の差は拡大しています。

② 固定的な性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識について、男女とも「反対派」が増加し、過去の調査を含め、男女合計で初めて5割を超えるとともに、男性で初めて「反対派」（47.5%）が「賛成派」（37.6%）を上回りました。

なお、全国調査（女性の活躍推進に関する世論調査（平成26年8月内閣府実施））と比較して、姫路市では「賛成派」が男女ともに少ない結果となっています。

③ 職業生活

結婚や出産に関わらず職業を続ける「職業継続型」又は出産後再び職業を持つ「再就職型」を理想とするしている人でも、それを実現できている人は未だに少なく、女性が働く上で支障となることとして、「家事負担」、「子育て負担」及び「保育体制不備」が挙げられていましたが、これらは、平成23年に実施された意識調査の結果でも同様でした。

④ 家庭生活

家庭内の仕事の多くを「妻」が担い、女性の負担が大きく、このうち、育児・しつけや看護・介護については、「夫婦」がともに関わることを理想としながらも、実際は「妻」が担っているとする割合が高いという結果でしたが、これらは、平成23年に実施された意識調査の結果でも同様でした。

⑤ 男女共同参画に関する施策

平成23年に実施された意識調査の結果と比較して、それぞれの事項に対する市民の認知は徐々に進んでいるという傾向は認められるものの、「内容まで知っている」とする割合が1割に満たないものが依然として多くある結果となっています。

ウ 人口の推移

姫路市の人口の推移を見ると、平成18年3月の市町合併により人口が53万人を超えたものの、人口推計上、その後は減少に転じるとの見込みでありましたが、実際に、平成27年に行われた国勢調査の結果において、人口は535,664人と、平成22年の国勢調査から606人減少していました。

更に、年齢3区分別人口割合は、年少人口（0～14歳）が14.1%、生産年齢人口（15～64歳）が60.7%、老年人口（65歳以上）が25.2%となっており、全国の割合（それぞれ、12.6%、60.8%、26.6%）と比して、少子高齢化の進行はやや鈍いものの、平成22年の国勢調査では、それぞれ、15.0%、63.4%、21.6%、平成17年の国勢調査では、それぞれ、15.8%、65.8%、18.4%であったことから、姫路市でも少子高齢化が着実に進行していることがうかがえます。

エ 女性の登用状況

姫路市における「審議会等委員の女性比率」について、プラン2022では平成29年度に35%とすることを目標値に掲げていますが、平成28年3月31日現在25.8%で、兵庫県内29市中18番目でした。

また、「姫路市職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率」についても、プラン2022では平成29年度に17%とすることを目標値に掲げており、平成28年4月1日現在17.3%でしたが、課長以上では5.7%にとどまり、兵庫県内29市中28番目でした。

兵庫県内の他の市と比較して、姫路市では、女性の登用に向けた取組も行われているものの、登用が進んでいるとは言い難い現状がうかがえます。

2 プラン2022改訂の基本的視点

上記1の背景を踏まえ、プラン2022の改訂に当たっての基本的な視点は次のとおりと考えます。

(1) 体系

プラン2022の改訂は、後期実施計画（平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とするもの）の策定に合わせて行われるものですが、女性の活躍への期待が高まり、その推進に向けた積極的な取組が求められているものの、その他の社会情勢に極端な変化は認められないことから、原則として、プラン2022の体系及び内容を継続することとします。

(2) 基本理念

姫路市では、平成13年3月に策定したプラン、その後策定したプラン2022においても、「男女の人権が尊重される社会」、「男女が対等に参画し、責任を担う社会」及び「あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会」の3つを基本理念に掲げ、男女共同参画の推進に向けた施策が実施されてきました。

その後、平成28年4月に施行された姫路市男女共同参画推進条例では、8つの基本理念が定められていますが、これらは、基本法における基本理念及びプラン2022を踏まえ設定されたものであることから、基本理念については、プラン2022に掲げる3つのおりとしします。

(3) 基本目標及び基本課題等

基本目標についても、プラン2022に掲げる6つを継続することとししますが、基本課題、基本施策及び具体的施策については、次の点に留意し、必要な見直しを行うこととしします。

ア 基本法では、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（中略）を定めるように努めなければならない」（第14条第3項）とされていることから、第4次男女共同参画基本計画及び第3次兵庫県男女共同参画計画を勘案したものとします。

イ 平成28年4月に姫路市男女共同参画推進条例が施行され、同条例に基づき初めて策定されるプランとなることから、当該条例の基本理念、市等の責務及び市の実施する施策の基本的事項を具体的に実現し、かつ、姫路市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めるものとします。

ウ 姫路市において策定されている関連計画のうち、とりわけ、ひめじ創生戦略・アクションプラン（平成29年度改定版）及び姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）との整合を図り、それぞれの計画の内容と齟齬を来さないように十分配慮することとしします。

エ 具体的施策については、前期実施計画において実施することとされているものを基本とし、これに、姫路市における現状に加え、次のような課題も勘案しつつ、平成27年度に開催された市民会議における意見や平成28年2月に実施された意識調査の結果も踏まえるなど、市民の多様な意見を可能な限り反映させることとしします。

- ① 固定的な性別役割分担意識は、男性により強く残っているが、これを払拭し、男女共同参画の意識を持たせるため、とりわけ男性を対象とした意識啓発を積極的に進めるほか、相談の充実などにより、心身の健康維持に向けた取組も必要であること。
- ② 従前から指摘されている「M字カーブ」問題は依然として解消されておらず、一方で、就業形態も多様化していることから、市内の事業者に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知や、職場における男女共同参画・女性活躍の推進を更に働きかけていく必要があること。
- ③ 平成28年4月に発生した熊本地震でも災害対応や防災分野における男女共同参画の視点の必要性が改めて指摘されたことから、災害発生への備えや避難所運営のあり方等に男女共同参画の視点を活かすよう取り組んでいく必要があること。
- ④ 女性の活躍推進のためには、男性を含めた働き方の見直しが求められるところ、市民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるよう、個人の意識改革を促すだけでなく、事業者に対しても、ワーク・ライフ・バランスに向けた取組を更に推進していくよう積極的な働きかけが必要であること。

- ⑤ 子育てと介護の両方が同時に重なる、「ダブルケア」の問題が顕在化しつつあり、子育て中や介護中の男女が安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、保育・介護環境の更なる整備・充実を図り、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があること。
- ⑥ 実質賃金の低下や、ひとり親家庭の増加に伴う女性や子どもの貧困が顕在化・深刻化していることから、生活困難な状況にある家庭が経済的に自立し、安心して暮らすことのできる支援体制・環境整備が必要であること。
- ⑦ 姫路市における男女共同参画を推進するための拠点施設と位置付けられている男女共同参画推進センター“あいめっせ”は、男女共同参画の推進において大きな役割を担っているが、同センターの機能が有効に活用されるよう、積極的な周知を図り、利用を促進するとともに、各種事業の更なる充実により、男女共同参画についての市民等の理解の促進を図る必要があること。

(4) 重点課題

前期実施計画期間中に重点的に推進すべき課題として、「男女の自律・自立意識の促進」、「あらゆる暴力の根絶」、「あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」、「地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画」及び「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」の5つが設定されています。

後期実施計画期間においては、とりわけ女性の活躍推進に向けた取組を充実させ、積極的な施策展開が必要であるところ、「あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」において取り組むこととされていることから、後期実施計画期間中も引き続きこれら5つの課題を重点的に推進していくこととします。

3 指標及び数値目標の検証と再設定

プラン2022において設定している18指標に関する数値目標のうち、平成27年度までに達成されたものは「固定的性別役割分担意識」（基本目標Ⅰ）、「職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率」（基本目標Ⅲ）、「農村女性の起業化への参加件数」（基本目標Ⅳ）、「乳児家庭全戸訪問事業の訪問率」（基本目標Ⅴ）、「乳がん・子宮がんの検診受診率」（同）、「認知症サポーターの養成者数」（基本目標Ⅵ）、「一時保育・延長保育の実施園数」（同）のうち、「延長保育の実施園数」及び「男性職員の育児休業取得率」（推進体制の整備）の8指標にとどまっています。

数値目標が達成されなかった11指標（「一時保育・延長保育の実施園数」（基本目標Ⅵ）のうち、「一時保育の実施園数」を含む。）については、引き続き指標及び数値目標として設定し、その達成に向け取り組んでいくことが適当と考えます。

一方、数値目標が達成された8指標についても、一時的に達成されたにすぎないものもありますので、更に高い数値目標を設定し、その達成に向け引き続き取り組んでいくことが適当と考えます。

なお、女性の活躍推進が求められている中、基本目標Ⅲに関して、「審議会等委員の女性比率」に係る数値目標については、姫路市男女共同参画推進条例において、「市長その他の執行機関は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員の委嘱、任命等をしようとする場合には、男女それぞれの構成員の数がその総数の10分の4以上となるよう努めるものとする」（第14条）と規定されていることもあり、同条例との整合を図り、「40%」とすることが適当と考えます。

同様に、「職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率」（同）に係る数値目標についても、第4次男女共同参画基本計画において設定されている「係長相当職に占める女性の割合」に係る目標値を勘案し、「30%」程度とすることが適当と考えます。

また、とくに上記2(3)エ⑤で指摘した課題の解決に向け、基本目標Ⅶに関して、あんしんサポーター（高齢者が住み慣れた地域で、安心した生活を送るために、地域や介護保険施設等において、ボランティア活動を行う者をいう。）、病児・病後児保育及び放課後児童クラブ等について、新たな指標の追加や、数値目標の設定についてあわせて検討することが望ましいと考えます。

4 その他

女性活躍推進法第5条の規定に基づき策定された女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（平成27年9月25日閣議決定）においては、「我が国全体として効果的に女性の活躍を推進するためには、国が実施する施策に加え、職業生活を営み、又は営もうとする女性にとって身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組をすることが重要である」とされており、更に、「地方創生に当たっては女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進する意義は大きい」ともされています。

女性の活躍推進については、プラン2022の中でも、「あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」、「労働の場における男女平等の徹底」及び「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」等の施策として位置付け、既に様々な取組が実施されていますが、これまでの取組を踏まえつつ、今後、より計画的かつ効果的に取組を進めていく必要があると考えますので、プラン2022の改訂にあわせ、同法第6条第2項の規定に基づく姫路市における市町村推進計画をあわせて策定する（兵庫県同様、改訂するプラン2022を当該計画として位置付け、策定することを含む。）ことが望ましいと考えます。

参考資料

1 姫路市男女共同参画審議会委員名簿

役職名	氏名	団体名等
会長 (部会委員)	大塚 優子	姫路獨協大学 教授
副会長 (副部会長)	伊藤 公雄	京都産業大学 教授
委員 (部会長)	松島 京	相愛大学 准教授
委員 (部会委員)	川崎 志保	弁護士
委員	河田 知子	姫路市医師会 女性医師委員会 委員
委員	(~平成28年6月) 阿山 正人 (~平成29年6月) 井川 一善 (平成29年7月~) 石堂 大輔	姫路市議会厚生委員会 委員長
委員	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
委員	田中 種男	姫路市連合自治会 副会長
委員	(~平成28年6月) 大井美和子 (~平成29年6月) 小室由佳子 (平成29年7月~) 藤井 悦子	姫路市連合PTA協議会 理事
委員	(~平成29年6月) 山下 広	姫路市立中学校長会 理事 (男女共生担当)
委員	(~平成29年6月) 長谷川充子 (平成29年7月~) 早川 雅子	姫路商工会議所 女性会 副会長
委員	村上 慎吾	連合兵庫姫路地域協議会 副議長
委員	浦川 祥子	姫路市民生委員児童委員連合会 理事
委員	(~平成28年6月) 横路久美男 (平成28年7月~) 波多野靖之	公募委員
委員 (部会委員)	横田みゆき	公募委員

(注) 役職欄の () 書きはプラン改訂部会における役職を表す。

2 姫路市男女共同参画審議会における審議経過

平成28年 3月28日	平成27年度 第3回審議会	姫路市長から姫路市男女共同参画プランの改訂に当たっての基本的事項について諮問を受ける。 伊藤、大塚、松島、村上及び横田各委員をもってプラン改訂部会を設置し、審議を付託。
平成28年 5月23日	プラン改訂部会 (第1回)	プラン改訂部会を開催し、松島委員を部会長、伊藤委員を副部会長に選任した上で、諮問事項について審議。
平成28年 10月4日	プラン改訂部会 (第2回)	プラン改訂部会を開催し、諮問事項について審議。
平成29年 5月18日	プラン改訂部会 (第3回)	プラン改訂部会を開催し、諮問事項について審議。
平成29年 7月13日	平成29年度 第1回審議会	審議会を開催し、プラン改訂部会からの報告を踏まえ、諮問事項について審議。
平成29年 7月21日		姫路市長へ姫路市男女共同参画プランの改訂に当たっての基本的事項について答申。

3 ひめじ創生戦略・アクションプラン（平成29年度改定版）（関連事業抜粋）

基本目標2：学び、働き、暮らし、交流する新しいひとの流れを創生

施策⑨：優秀な人材の確保・活用と多様な人々の就労や登用の支援

- ・ 理工チャレンジ事業の実施
- ・ ジョブトライアル事業（未就職学卒者等就職支援事業）
- ・ 男女共同参画等を推進する企業への優遇策の検討
- ・ 女性のチャレンジ支援

基本目標3：生涯を通じていきいきと活躍できる社会を創生

施策⑩：社会貢献活動の促進

- ・ 安心して暮らし続けるためのボランティア活動の充実

施策⑫：健康づくり活動の推進

- ・ 在宅医療・介護の連携推進
- ・ 地域包括支援センターの充実
- ・ 高齢者の自主的な健康づくり活動への支援
- ・ 介護予防普及啓発事業の実施
- ・ 健康増進のための啓発・教育・相談の充実

基本目標4：出産、子育てにやさしい社会を創生

施策⑬：ライフステージに応じた切れ目のない支援

- ・ 産前・産後サポート事業の実施
- ・ 妊娠・出産包括支援の充実
- ・ 子育て世代包括支援センター機能の設置
- ・ 地域子育て支援拠点事業の推進
- ・ 児童センターを活用した子育て支援事業の推進
- ・ 緊急時等における子育て支援の充実
- ・ 放課後児童健全育成事業の充実

施策⑮：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・ 女性活躍推進計画の策定
- ・ 男女共同参画推進フォーラムの開催
- ・ 男性の育児参加の促進
- ・ ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会の開催
- ・ 仕事と家庭が両立できる職場環境づくりの促進